

高砂市公共施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備等導入方針

令和5年3月31日

1 目的

本市は、国や県と同様、地球温暖化対策等の取組みを推進していくために、令和3(2021)年7月30日に「2050年高砂市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

その取組みの一つとして、市内における省エネ化と再エネ普及の模範となるべく、公共施設等への省エネ設備(LED等)や再エネ設備等の導入を推進し、CO2排出削減を図るため、今後の基本的な方針を示します。

2 導入基準

(1) 省エネ設備

- ア 新築の公共施設・・・公共施設の新築時には、断熱性能の向上に加え省エネ機器の採用に努め、原則 ZEB Ready 相当を目指す。
- イ 既存の公共施設・・・計画的に LED 化、高効率空調等の導入を図り、CO2 の排出量削減に努める。

(2) 再エネ設備

- ア 新築の公共施設・・・新設施設の導入時には、施設の目的や規模、地域性(景観など)に応じた再エネ設備の導入を検討する。
- イ 既存の公共施設・・・施設のあり方(方向性)が、今後長期的に維持すると決まっている施設において、施設の構造等を考慮し、原則 PPA 等による再エネ設備の導入を検討する。
- ウ その他・・・・・・公共施設に加え、市の遊休地などにおける再エネ設備の導入も検討する。

3 運用

- (1) 省エネ設備・再エネ設備等の導入においては、交付金や補助金又は公民連携手法等を検討すること。
- (2) その他、不明な点等がある場合は、生活環境部ゼロカーボン担当・政策部公共施設マネジメント室と協議を行うこと。
- (3) 本方針は、令和5年3月31日から運用する。
- (4) 本方針は、国等の動向や最新技術を注視し、必要に応じ適時見直しを行う。